

請願番号	請願第4号	件名	国に対し「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願
受理年月日	令和5年 8月24日	請願代表者 住所・氏名	各務原市那加柄山町88 各務原社会保障推進協議会 会長 竹中 美喜夫
付託委員会	民生 常任委員会	紹介議員	永治明子、波多野こうめ、古川明美、 杉山元則

(請願趣旨)

本年6月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等の一部が改正され、来年秋に現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードと健康保険証を一体化することとされましたが、現在、マイナンバーカードと健康保険証の情報が誤ってひもづけされた事例が確認されています。

その中で、前国会において来年秋に健康保険証の廃止を決定し、来秋以降はマイナンバーカードを持たなければ保険診療が受けられないことになってしまいました。これはマイナンバーカードの取得を事実上強制するものであり、憲法第13条の「すべて国民は、個人として尊重される」に基づけば憲法違反であります。

政府がマイナンバーカードの取得を任意としたのは、憲法に抵触するからです。にもかかわらず、政府が強引に全国民にマイナンバーカードの取得を進めるのは、財界からの強い要求があったからです。

マイナンバーカードの使用をめぐる、医療、金融機関でも誤登録などトラブルが続出し、お年寄りや障がい者など社会的弱者にとっては、保険証廃止は命に関わる事態が引き起こされることが明らかになっています。今では国民多数が健康保険証廃止に中止・撤回の声を上げています。

政府はこうした国民の反対の声を受け健康保険証廃止の代わりとして「資格確認証」(申請不要、有効期限5年)発行の案を出していますが、それならば現行の健康保険証を残せばいいことです。「資格確認証」案は国民の要望に応えるものではありません。

(請願事項)

1. 現行の健康保険証の存続を求める意見書を国に提出してください。

請 願 番 号	請 願 第 5 号	件 名	発がん性が疑われるPFAS（有機フッ素化合物）による水道水汚染から市民を守るための対策を求める請願
受理年月日	令 和 5 年 8 月 2 4 日	請願代表者 住所・氏名	各務原市各務西町1丁目195番地 新日本婦人の会各務原支部 支部長 足立 トミエ ほか4人
付託委員会	建 設 水 道 常 任 委 員 会	紹 介 議 員	波多野こうめ、永治明子、古川明美、 杉山元則

（請願趣旨）

7月28日、三井水源地からPFOS及びPFOA濃度が国の暫定目標値（50 ng/L）を大きく超えていることを市が唐突に発表しました。さらに市は三井水源地が2020年11月以降、暫定目標値を超えるPFASが検出されたことを知りながら市民に公表せず、また、抜本的な対策を講じないまま放置してきたことも明らかになりました。つまり、三井水源地を利用する市民（7万2千人）は、PFASに汚染された水道水を2年9か月にわたって利用し、今なお汚染された水を飲まざるを得ない状況にあります。

人の体は60%が水でできています。幼児に至っては70%を超えます。水道水は「命の水」であります。この「命の水」の汚染を公表せぬまま、抜本的対策を講じなかった浅野市長の責任はとても重いものがあります。今回のPFAS汚染を岐阜県から行政指導を受け初めて公表するという経緯にも見られるように、市長は市民の命と健康を守る対策を怠ったと言わざるを得ず、水質汚染を公表しなかった責任を取るべきです。

年を追うごとにPFASが人体に及ぼす健康被害（腎臓がん、脂質異常症、乳児・胎児の発育の低下、抗体反応の低下）の実態の科学的解明が進み、さらに予防科学の見地から世界的にPFASの暫定目標値が厳しく設定されつつあります。米国ではPFOS及びPFOA測定可能限界値4 ng/Lを前提にPFAS目標値8 ng/Lまで下げ、日本より格段に厳しくなっています。今、市が喫緊に行うべく対策は、既に発表されている活性炭による浄化を、12月末までに実施から、一日も早く前倒しして実施すること、それまでの間、子どもや妊婦のいる家庭には無料で浄水器の設置やペットボトル（ミネラルウォーター）の配布をすること、そしてその他の家庭にも浄水器の設置などを行うことです。

（請願事項）

1. 浅野市長はPFAS汚染の公表を怠った責任を取ってください。
2. 希望する全ての家庭に、無料でペットボトル（ミネラルウォーター）や浄水器設置を直ちに実施して下さい。
3. 希望する市民に無料で血液検査を実施してください。